

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第98条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項、第6項及び第7項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。ただし、容器検査（高圧ガス保安法第44条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは容器再検査を受けた後若しくは自主検査刻印等（高圧ガス保安法第49条の25第1項の刻印又は同条第2項の標章の掲示をいう。以下同じ。）がされた後容器保安規則第24条で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、この基準に適合しないものとする。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 次のいずれかに該当すること

- (1) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの
- (2) 刻印等が当該容器になされているもの
- (3) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

- (1) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの
- (2) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの
- (3) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二 液化石油ガスのガス容器及び導管は、大型特殊自動車又は小型特殊自動車の車体外に取り付ける場合を除き、取り外してガスの充填を行うものでないこと。

三 ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取り付けられていること。この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のイ又はロにより検査を行い、その結果、ハに該当するものは、この基準に適合しないものとする。ただし、次のニのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。

イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車

- (1) 炭酸ガスによる方法

コンテナケースの換気孔の1つにノズル径4mmφ（又は6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に9.8kPaの圧縮炭酸ガスを30秒間送入し、そのままの状態コンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

(2) 発煙剤による方法

コンテナケースの換気孔の1つにノズル径4mmφ（又は6mmφ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した9.8kPaの圧縮空気を30秒間送入し、そのままの状態ではコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。

ロ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がイ以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車

(1) 炭酸ガスによる方法

ガス容器格納室の換気孔の1つにノズル径4mmφ（又は6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に490kPa（ノズル径が6mmφの場合は、294kPa）の圧縮炭酸ガスを30秒間送入し、そのままの状態では車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

(2) 発煙剤による方法

ガス容器格納室の換気孔の1つにノズル径4mmφ（又は6mmφ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した490kPa（ノズル径が6mmφの場合は294kPa）の圧縮空気を30秒間送入し、そのままの状態では車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。

ハ 気密検査結果の判定

(1) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が0.05%を超えるもの

(2) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの

ニ 気密検査の省略

(1) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの（燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。）。

(2) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。

四 ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取り付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの

ロ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

- 五 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。この場合において、直射日光をうけるものには、おおいその他の適当な日よけを設けること。
- 六 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高压ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。ただし、低压部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。
- 七 両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m以内の長さごとに支持されていること。
- 八 アセチレン・ガスを含有する高压ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。
- 九 高压部の配管（ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。以下この号において同じ。）は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のイからハまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果ニに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車の高圧部の配管は、この基準に適合するものとする。
- イ 検知液による方法
- ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。
- ロ ガス測定器による方法
- ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。
- ハ 圧力計による方法
- 配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。
- ニ イからハにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。
- 十 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。
- 十一 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。
- 十二 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低压側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。ただし、最終の減圧弁の低压側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。
- 十三 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。
- 十四 アセチレン・ガスを含有する高压ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置

を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。

- 2 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第2項の告示で定める基準は、前項各号の基準及び第96条第1項第3号に掲げる基準とする。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。

- 3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 次のいずれかの基準に適合すること。

イ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。

- (1) 当該自動車に装着されたガス容器が、協定規則第134号の規則5. (5. (a) (iii) を除く。) に定める基準に適合すること
 - (2) 当該燃料装置に備えるガス容器附属品が、協定規則第134号の規則5. (a) (iii) 及び6. に定める基準に適合すること
 - (3) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1.、3. 3.、4. 1. 及び4. 3. に適合すること
 - (4) (1) 及び別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. に適合するものとして、同別添5. 1. に規定する刻印又は同別添5. 2. に規定する標章が当該ガス容器になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器になされているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - (5) (2) 及び別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4. 1. に適合するものとして、同別添5. 5. 1. に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器附属品になされているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - (6) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 2. 1. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 1. 2. 2. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 1. 2. 3. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。この場合において、高压ガス保安法第46条の規定により証票が貼付されているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - (7) 協定規則第134号の規則7. 1. から7. 1. 7. までに定める基準に適合すること
- ロ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。

- (1) 当該燃料装置に備えるガス容器が、協定規則第146号の規則5.（5.（c）除く。）に定める基準に適合すること
 - (2) 当該燃料装置に備えるガス容器附属品が、協定規則第146号の規則5.（c）及び6.に定める基準に適合すること
 - (3) 本号イ（3）に適合すること
 - (4) （1）及び別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.1.に適合するものとして、同別添5.1.に規定する刻印又は5.2.に規定する標章が当該ガス容器になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器になされているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - (5) （2）及び別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4.1.に適合するものとして、同別添5.5.1.に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器附属品になされているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - (6) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.2.1.に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6.1.2.2.に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6.1.2.3.に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。この場合において、高圧ガス保安法第46条の規定により証票が貼付されているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - (7) 協定規則第146号の規則7.に定める基準に適合すること
- ハ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、次のいずれにも該当すること。
- (1) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.2.、3.4.、4.2.及び4.4.に適合すること
 - (2) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.2.に適合するものとして、同別添5.3.に規定する刻印又は5.4.に規定する標章が当該燃料装置に備えるガス容器になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器になされているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - (3) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4.2.に適合するものとして、同別添5.5.2.に規定する刻印が当該燃料装置に備えるガス容器附属品になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器附属品になされているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - (4) 別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.2.5.1.に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6.2.5.2.に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添

6.2.5.3.に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。この場合において、高圧ガス保安法第46条の規定により証票が貼付されているものは、この基準に適合するものとみなす。

- (5) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。)にあっては協定規則第134号の規則7.1.から7.1.7.までに定める基準、二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車にあっては協定規則第146号の規則7.に定める基準、被^{けん}牽引自動車にあっては別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）に備える燃料装置にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するガス容器を備えること。

- (1) 容器再検査を受けたことのないガス容器 次のいずれかに該当すること
- (i) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有すること
 - (ii) 刻印等が当該ガス容器になされていること
 - (iii) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
 - (iv) 国際相互承認則第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、協定規則第134号の規則7.1.1.2.又は協定規則第146号の規則7.1.1.2.に適合すること
- (2) 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること
- (i) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有すること
 - (ii) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該ガス容器になされていること
 - (iii) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
 - (iv) 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車に限る。）にあっては、燃料装置が別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

三 圧縮水素ガスを燃料とする検査対象外軽自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）にあっては、燃料装置が協定規則第146号の規則7.1.1.1.及び7.1.1.3.から7.2.2.3.までに定める基準に適合するものであること。

四 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車に限る。）にあっては、ガス容器及びガス容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が300mm以上である位置に取り

付けられていること。

五 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。）にあつては、協定規則第134号の規則7. 1. 7. に定める基準に適合するものであること。

六 次に掲げる装置であつてその機能を損なうおそれがある損傷のないものは第3項第1号から第4号までに定める基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ロ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第137号の規則5. 2. 7. に定める方法又は協定規則第134号の附則5及び協定規則第137号の附則3に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の規則7. 2. 1. から7. 2. 3. までに適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）に限る。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあつては、協定規則第153号の規則5. 2. 1.（5. 2. 1. 1. 及び5. 2. 1. 2. を除く。）に適合すること。

三 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあつては、協定規則第134号の規則7. 2. に適合すること。

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、協定規則第94号の規則5. 2. 7. 又は附則3の1.、3. 及び4. 並びに協定規則第134号の附則5に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の規則7. 2. 1. から7. 2. 3. までに適合すること。

五 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第5項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第135号の規則5. 5. 2. に適合すること。

- 5 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって、次の各号に掲げるものは、前項の基準に適合するものとする。
- 一 ガス容器及び容器附属品は、その最前端部から車両前端部までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上であり、かつ、その最後端部から車両後端部までの車両中心線に平行な水平距離が300mm以上である位置に取り付けられていること。
 - 二 ガス容器の取付部は、常用の圧力（別添100の2. 4. の常用の圧力をいう。）でガス容器に圧縮水素ガスを充填した状態において、走行方向の $\pm 196\text{m/s}^2$ の加速度により、破断しないものであること。この場合において、加速度に係る要件への適合性は、計算による方法により又は自動車製作者により証明されるものであること。
- 6 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び容器保安規則第26条第1項の規定が適用されるガス容器を燃料装置に備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該燃料装置に備えるガス容器が、協定規則第110号の規則8. 2. に定める基準に適合すること
 - ロ 当該燃料装置に備えるガス容器附属品が、協定規則第110号の規則8. 3. の基準に適合すること
 - ハ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 1.、3. 2. 1.、4. 1. 1. 及び4. 2. 1. に適合すること
 - ニ イ及び別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 1. に適合するものとして、同別添5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が当該ガス容器になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器になされているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - ホ ロ及び別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4. 1. 1. に適合するものとして、同別添5. 2. 1. に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器になされているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - ヘ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 2. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 1. 3. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 1. 4. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。この場合において、高圧ガス保安法第46条の規定により証票が貼付されているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - ト 燃料装置は、協定規則第110号の規則18.（18. 1. 8. 2. 1. から18. 1. 8. 4. まで、18. 3. 4.

から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の規則18.1.2.の規定は適用しない。

チ 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。）にあつては、協定規則第110号の規則18.1.8.1.及び18.1.8.3.に定める基準に適合するものであること。

二 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該燃料装置に備えるガス容器及びガス容器附属品が、別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.1.2.、3.2.2.、4.1.2.及び4.2.2.に定める基準に適合すること。

ロ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.1.2.に適合するものとして、同別添5.1.2.に規定する刻印又は標章が当該燃料装置に備えるガス容器になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器になされているものは、この基準に適合するものとみなす。

ハ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4.1.2.に適合するものとして、同別添5.2.2.に規定する刻印が当該燃料装置に備えるガス容器附属品になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器になされているものは、この基準に適合するものとみなす。

ニ 別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.2.に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6.1.3.に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6.1.4.に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。この場合において、高圧ガス保安法第46条の規定により証票が貼付されているものは、この基準に適合するものとみなす。

ホ 燃料装置は、第1項第3号から第7号及び第9号から第13号に掲げる基準に適合するものであること

7 液化天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。

- イ 当該燃料装置に備えるガス容器が、協定規則第110号の規則8. 12. に定める基準に適合すること
 - ロ 当該燃料装置に備えるガス容器附属品が、協定規則第110号の規則8. 14. の基準に適合すること
 - ハ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 1.、3. 2. 1.、4. 1. 1. 及び4. 2. 1. に適合すること
 - ニ イ及び別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 1. に適合するものとして、同別添5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が当該ガス容器になされていること
 - ホ ロ及び別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」4. 1. 1. に適合するものとして、同別添5. 2. 1. に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること
 - ヘ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 2. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 1. 3. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 1. 4. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。この場合において、高圧ガス保安法第46条の規定により証票が貼付されているものは、この基準に適合するものとみなす。
 - ト 燃料装置は、協定規則第110号の規則18.（18. 1. 8. 1. から18. 1. 8. 4. まで、18. 3. 1. から18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1.（18. 7. 1. 1. を除く。）、18. 7. 2.（18. 7. 2. 1. を除く。）、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び18. 10. 4. を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の規則6. 1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8. 1. 及び8. 13. から8. 22. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の規則18. 1. 2. の規定は適用しない。
 - チ 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3. 5 tを超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。）にあつては、協定規則第110号の規則18. 1. 8. 2. 及び18. 1. 8. 3. に定める基準に適合するものであること。
- 二 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車に限る。）に備える燃料装置にあつては、次のいずれにも該当すること。
- イ 当該燃料装置に備えるガス容器及びガス容器附属品が、別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 2.、3. 2. 2.、4. 1. 2. 及び4. 2. 2. に定める基準に適合すること
 - ロ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 1. 2. に適合するものとして、同別添5. 1. 2. に規定する刻印又は標章が当該

ガス容器になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器附属品になされているものは、この基準に適合するものとみなす。

ハ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」に適合するものとして、同別添5. 2. 2. に規定する刻印が当該ガス容器附属品になされていること。この場合において、刻印等が当該ガス容器附属品になされているものは、この基準に適合するものとみなす。

ニ 別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 2. に規定する容器証票が当該ガス容器に、同別添6. 1. 3. に規定する車載容器一覧証票が当該燃料装置を備える自動車の表面に、同別添6. 1. 4. に規定する車載容器総括証票が当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。この場合において、高圧ガス保安法第46条の規定により証票が貼付されているものは、この基準に適合するものとみなす。

ホ 燃料装置は、第1項第3号から第7号、第9号から第11号及び第13号に掲げる基準に適合するものであること